

●香川県監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年9月3日

香川県監査委員 三谷和夫  
 同 大西均  
 同 高田良徳  
 同 新田耕造

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>前年度指導していたにもかかわらず、行政財産の目的外使用に伴う電気料の上半期分について、10月中に徴収していなかった。（環境保健研究センター）</p> <p>イ 支出について</p> <p>（ア）前年度指導していたにもかかわらず、自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けていないものがあった。（環境保健研究センター）</p> <p>（イ）収入印紙の購入について、物品購入伺の作成、郵便切手類受払簿への登記及び物品購入調書の作成がされていなかった。（みどり整備課）</p>	<p>ア 収入について</p> <p>行政財産の使用許可に関する基準に定める期限内に徴収するよう、行事予定表にて管理することにより、総務企画課で事務処理期限を共有できる体制とし、複数の職員による確認を徹底する。</p> <p>イ 支出について</p> <p>（ア）自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けることを、周知徹底した。今後は、旅費システムへの登録内容などから自家用車公務使用申請の確認を確実にを行う。</p> <p>（イ）今後、収入印紙購入の際は、物品購入伺の作成、郵便切手類受払簿への登記及び物品購入調書作成を行うよう事務処理を徹底する。</p>